

ベトナム人の活躍を考える会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会はベトナム人の活躍を考える会（以下「会」という。）と称し、事務局を大阪市旭区高殿 6 丁目 1 番 22 号に置く。

(目的)

第2条 会は、下記事項を目的として活動する。

- (1) 来日するベトナム人を安い労働力と誤認することなく、介護施設にとって有益な人材であることを広く普及していく。
- (2) ベトナム人が長期的に働ける環境を整備していく。
- (3) 会員が一致団結することで、関西地域でベトナム人材が必要とされていることを強く発信していく

(活動内容)

第3条 会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- (1) ベトナム国での日本式介護の普及
- (2) 介護の仕事を理解し、真に介護職をしたいと思うベトナム人材の育成
- (3) ベトナム国への視察団の派遣
- (4) 日本国内でのベトナム人理解の啓蒙
- (5) ベトナム人留学生等に対する日本語学習フォロー
- (6) ベトナム人留学生等に対する日常生活のフォロー
- (7) ベトナム人留学生等に対する日本でのお悩み相談支援

(会員)

第4条 会の会員は、次に該当する者を対象とし、会への入会、脱会は妨げないものとする。

- (1) ベトナム人人材を安価な労働力とは考えない者
- (2) 利用者様のため、地域社会のための有力な人材と認識する者
- (3) 異文化を理解し、ベトナム人人材を共に社会福祉事業を営む仲間であると考えてる者

(会費)

第5条 会費の徴収は行わないこととする。

(役員を選任)

第6条 会に、会長、副会長、会計の役員を置く。

2 役員は、会員の互選によって定める。

(細則の制定)

第7条 本会則施行のため必要な細則は、会員の総意によって定める。

附 則

この会則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。